

# 消費者トラブル事例

## 【連鎖販売取引】

令和4年3月

<目次>

01：マルチ商法で契約した化粧品とビタミン剤

| 分類     | 内職・副業  | 販売方法 | 連鎖販売取引 |
|--------|--|------|--------|
| タイトル   | マルチ商法で契約した化粧品とビタミン剤  |      |        |
| 相談内容   | <p>2週間前に高校時代の友人から電話があり、久々にレストランで会った。その際、「化粧品とビタミン剤を買って、友人を紹介するだけで収入になる。月20万円稼いでいる人もいる。商品代金のクレジットも簡単に返済できる。」と熱心に勧誘され、会員登録をして、化粧品30万円を契約した。</p> <p>2日後、商品と会員証、勧誘に使うパンフレットなどが届いた。早速、何人か友人を誘ってみたが、全く入会してもらえなかった。</p> <p>クレジットを支払えそうにもない。解約したい。(20代 女性 給与生活者)</p> |      |        |
| 処理結果概要 | <p>相談者の話及び契約書面から、特定商取引法の連鎖販売取引に該当することが確認できました。クーリング・オフ期間内であったので、クレジット会社と販売会社に書面<sup>※1</sup>でクーリング・オフ通知を出すよう助言しました。後日、相談者から、「すべて返品でき、クーリング・オフができました。」と連絡がありました。</p>  |      |        |

※1 クーリング・オフについては、電磁的方法による解除通知も可となる。(令和4年6月1日から施行)

※2 特定商取引法の改正により、申込みをした者の承諾を得て、電磁的方法でも契約書面を交付できる。  
(令和5年6月16日までに施行)

[＜目次へ戻る＞](#)